

京都市交通局管理規程第5号

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程を公布する。

平成25年11月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験のある者、その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高速鉄道部運輸課において行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)